

村の掬取板

●水道の漏水にご注意下さい。

毎年冬期間になると水道の凍結による漏水が数件発生しますが、今年の冬は寒波が早く訪れ、例年以上に漏水発生が多くなると思いますので、各家庭にてご注意下さい。

漏水の見分け方
 宅内で水道を使用していないのに水道メーターが回っている場合は漏水しています。

※漏水の場合も、水道使用料の減免等はありません。

●やめよう！なくそう！不法投棄！！

十一月二十七日（日）環境衛生委員会による不法投棄回収を行いました。

当日は、各地区環境衛生委員八名と役場職員組合十四名により、不法投棄が多くされているところを重点的に回収を行い、大量の不法投棄物約一、〇〇〇Kg（スクーター・テレビ・冷蔵庫・タイヤ等）を回収しました。

この回収は春・秋の年間二回行っていますが、同じ場所へ何度も繰り返されているのが現状です。

くり返し回収を行い、不法投棄物を溜めないことはもちろんですが、「ゴミは決められた場所に決められた方法で捨てる」この心がけが一番の不法投棄対策だと思っています。
 村民全員で西栗倉から不法投棄を無くしましょう。
 また、不法投棄されている現場があれば役場産業建設課までご連絡ください。



回収後の分別の様子

11/25 ~ 12/25

12月の入札状況

事業名 平成17年度村道大茅線改良工事
 落札業者 大茅土建(有)
 落札金額 一六、九〇〇千円

●確定申告のお知らせ

二月十六日から平成十七年分の所得税確定申告の受付が始まります。これにともない西栗倉村でも所得税・住民税（村県民税）・国民健康保険税の納税相談と申告書の受付を行いますので、次のとおり早めに事前準備を進めておいてください。また、これまで役場の方で収集させていただいておりました農協等への出荷、拠出金額、助成金額、ライスセンター委託等の資料については、個人情報保護の観点から本人以外の請求が難しくなっています。各自がそれぞれ把握して申告していただくようになります。

※詳しい日程等については、

広報二月号でお知らせします。

・準備していただくこと・・・

★給与、賃金、報酬等の給与支払い報告書（本人交付用）（源泉徴収票）が全部有るかどうか確認してください。

★各保険等の控除証明書を準備してください。特に、今回の申告から国民年金保険料についても、控除証明書の添付が必要となります。

★農業所得申告に係る農業収支計算書の作成をしてください。

★医療費控除に使用される領収書を

電話番号

- 役場（代表） ☎79-2111
- 教育委員会 ☎79-2216
- 社会福祉協議会 ☎79-2561
- ゆうゆうハウス ☎79-2861
- JA美北支店西栗倉出張所 ☎79-2311
- 森林組合 ☎79-2326
- 商工会 ☎79-2230
- 駐在所 ☎79-2003
- いきいきみらいセンター ☎79-7100
- 国保診療所 ☎79-2220

個人毎に集計してください。

★住宅借入金等特別控除を受けられる人は、登記簿謄本・請負（売買）契約書・住宅取得にかかる借入金の年末残高証明書・住民票の写しなどが必要です。

★山林所得・土地や建物を売られた方は、売買契約書または、明細書が必要になります。

この他にも、それぞれの事例により必要書類が有りますので、詳しくは、津山税務署または、役場までお問い合わせください。インターネットでも色々な情報が配信されています。是非ご利用下さい。

【お問い合わせ先】

■所得税・消費税・贈与税等の国税について■

◎津山市田町67（午前9時～午後5時まで）

津山税務署（0868）22-3147代表

税務相談室（0868）22-3148

◎インターネットホームページ

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

タックスアンサー（税務相談室）

<http://www.taxanswer.nta.go.jp/>

■住民税について■

役場総務企画課 79-2111

■国民健康保険税について■

役場保健福祉課 79-7100